

令和 4 年 5 月 12 日

# 第1回 大垣市議会臨時会議案

目

次

- 議第47号 大垣市税条例等の一部改正について
- 報第 5号 専決処分の報告並びにその承認について
- 報第 6号 弾力条項適用の報告について

議第47号

大垣市税条例等の一部改正について

大垣市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年5月12日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市税条例等の一部を改正する条例

(大垣市税条例の一部改正)

第1条 大垣市税条例(昭和25年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第11条の4中「により納税証明書を交付する場合」を「による納税証明書の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)」に改める。

第26条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第28条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第26条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第28条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第26条の10第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第28条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第28条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限

る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第28条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第34条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第55条の2中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を加える。

附則第5条の6の2第1項中「平成45年度」を「令和20年度」に、「平成33年」を「令和7年」に改める。

附則第21条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第23条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第27条の2第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第28条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第27条の3第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第28条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第27条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」

に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第32条を削る。

(大垣市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大垣市税条例の一部を改正する条例(令和3年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第28条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族(」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第2項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第17条第3項、第25条第1号及び第28条の3の3第1項並びに附則第4条の4第1項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中大垣市税条例第28条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第28条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第5条の6の2第1項及び第23条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第32条を削る改正規定並びに第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中大垣市税条例第26条第4項及び第6項、第26条の10第1項及び第2項並びに第28条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第21条第2項、第27条の2第4項並びに第27条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条(大垣市税条例の一部を改正する条例(令和3年条例第13号)附則第2条第2項の改正規定に限る。)の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中大垣市税条例第11条の4の改正規定及び同条例第55条の2の改正規定並びに次条並びに附則第4条の規定 民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の大垣市税条例第11条の4(地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の大垣市税条例(以下「新条例」という。)第28条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき第28条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の大垣市税条例(次項において「旧条例」という。)第28条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第28条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第28条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第28条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の大垣市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の大垣市税条例第55条の2(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付について適用する。

報第5号

専決処分の報告並びにその承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めるものとする。

令和4年5月12日 提出

大垣市長 石 田 仁

専第4号

大垣市税条例の一部改正について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、大垣市税条例の一部改正について、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日 専決

大垣市長 石 田 仁

大垣市税条例の一部を改正する条例

大垣市税条例(昭和25年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第32条の11第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第55条の2中「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

附則第8条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第15項中「附則第15条

第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第16項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第8条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第10条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)」を加える。

附則第10条の3の見出し中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条」を「地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条」に、「平成30年度から平成32年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第13条の3(見出しを含む。)中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第13条の4(見出しを含む。)中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第13条の5(見出しを含む。)中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第14条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)」を加える。

附則第14条の2の見出し中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条」を「地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条」に、「平成30年度から平成32年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第16条中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の大垣市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報第6号

弾力条項適用の報告について

令和3年度大垣市の競輪事業会計において、令和4年3月11日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第4項の規定に基づき、弾力条項を適用したので、次のとおり報告する。

第1条 歳入歳出予算の弾力条項を適用する総額は1,500,000千円とする。

2 歳入歳出予算の弾力条項適用の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに弾力条項適用後の金額は、「第1表 弾力条項適用」による。

令和4年5月12日提出

大垣市長 石 田 仁

第1表 弾力条項適用

歳 入

(単位：千円)

款	項	弾力条項 適用前の額	弾力条項 適用額	計
1. 競輪事業収入		20,467,500	1,500,000	21,967,500
	1. 競輪事業収入	20,467,500	1,500,000	21,967,500
歳 入	合 計	22,116,000	1,500,000	23,616,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	弾力条項 適用前の額	弾力条項 適用額	計
1. 競輪事業費		22,016,000	1,500,000	23,516,000
	2. 競輪開催費	20,878,700	1,500,000	22,378,700
歳 出	合 計	22,116,000	1,500,000	23,616,000

令和3年度 大垣市競輪事業会計弾力条項適用事項別明細書

1 歳 入

(款) 1. 競輪事業収入

(項) 1. 競輪事業収入

(単位：千円)

目	弾力条項 適用前の額	弾力条項 適用額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 車券発売収入	19,800,000	1,500,000	21,300,000	1. 車券発売収入	1,500,000	
計	20,467,500	1,500,000	21,967,500			

2 歳 出

(款) 1. 競輪事業費

(項) 2. 競輪開催費

(単位：千円)

目	弾力条項 適用前の額	弾力条項 適用額	計	弾力条項適用額 の財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 業 務 費	5,422,500	332,000	5,754,500	事業収入 332,000 地方債 - 繰入金 -	12. 委託料	293,000	累 計 3,260,200 場外競輪車券発売 委託料
					18. 負担金補助及び交付金	39,000	
2. 払 戻 金	14,850,000	1,168,000	16,018,000	事業収入 1,168,000 地方債 - 繰入金 -	22. 償還金利息及び割引料	1,168,000	払戻金
計	20,878,700	1,500,000	22,378,700	事業収入 1,500,000 地方債 - 繰入金 -			